

**業務：保内町宮内線  
八幡浜市乗合タクシー運行業務委託仕様書**

本仕様書は、保内町宮内線八幡浜市乗合タクシー運行業務の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

1. 業務名 八幡浜市乗合タクシー保内町宮内線運行業務

2. 事業主体 八幡浜市

3. 運行主体

運行開始までに道路運送法第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得する見込みの者。なお、許可申請等に要する費用は、運行事業者が負担するものとする。

4. 業務委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 令和8年度予算成立を前提とする。

※ 契約の期間は、前年度の業務実績を踏まえ、延長契約を締結し、最長令和11年3月31日までとする。

5. 業務内容

(1) 運行方法

① 基本的な運行経路、運行ダイヤ等に基づき、予約制の「乗り合い方式」により、乗車場所から目的地（降車場所）まで運行（区域運行）する。この場合、予約状況に応じた運行距離を優先した最適な運行経路及び順序で運行を行い、予約のない乗車場所は経由しない。

② 予約のない便は運行しない。

(2) 路線、運行日、運行便数

路線	運行区域		運行日 運行便数
	対象地区	市街地	
保内町宮内線	保内町宮内	公共施設、医療機関、商業施設等を含む市内中心部	月曜～土曜 各5便

※ 日曜日、祝日及び年末年始は運行しない。

(3) 運行ダイヤ (各地域共通)

	往路 (地域⇒市街地)	復路 (市街地⇒地域)
1 便	8 : 0 0	
2 便	9 : 0 0	
3 便		1 2 : 0 0
4 便	1 3 : 0 0	
5 便		1 5 : 0 0

※ 起点 (予約のあった乗車場所) の出発時刻。

(4) 運行区域

別紙「保内町宮内線運行区域図」のとおり

(5) 運行車両

- ① 事業に使用する車両は、運行事業者が所有するジャンボタクシーまたはセダン型タクシーとし、予約状況及び車両定員に応じた最も適切、且つ経済的な運行が可能となる車両を配車すること。なお、一般乗用旅客自動車運送事業との兼用は可とする。
- ② 車両は、業務の遂行に必要な各種法令に適合するものであること。
- ③ 車両の点検及び清掃を適宜実施し、適正な維持管理に努め、運行に支障がないよう対応すること。
- ④ 運行にあたっては、乗合タクシーであることが分かるように、マグネットシートを車両の両側面に掲示するものとする。なお、マグネットシートは八幡浜市が作成し、運行事業者に貸与する。

(6) 乗降場所等 (停留所)

- ① 乗車場所 (29箇所) については、路線バスの停留所がある市中心部の一部箇所を除き、路面貼付シート等により八幡浜市が標示する。  
※ 別紙「保内町宮内線運行区域図」参照
- ② 目的地 (降車場所) については、区域内における基本的な運行経路上の場所であれば、降車可能とする。ただし、交差点付近及び安全な運行に支障がある場合を除く。

## (7) 利用料金（運賃）

- ① 乗合タクシーの利用料金（運賃）は次のとおりとし、支払については、降車時に、現金により運転手が利用者から受け取るものとする。

運行区域	利用料金（1人1乗車につき）	
	大人（中学生以上）	小人（小学生以下）
両家、枇杷谷、鼓尾発着	500円	250円
2人以上乗り合わせた場合	400円	200円
上記以外発着	400円	200円
2人以上乗り合わせた場合	300円	150円
同一運行区域内	200円	100円

※ 未就学児については、保護者1人につき2人まで無料。

※ 各種障害者手帳の所持者については、上記料金の半額とする。

- ② 八幡浜市高齢者外出支援事業、八幡浜市重度障害者（児）外出支援事業または八幡浜市高齢者運転免許自主返納支援事業による助成券の使用ができるものとする。ただし、この場合において生じる釣銭の支払いの必要はない。
- ③ 徴収した利用料金は、八幡浜市の収入とし、八幡浜市が発行する納入通知書により運行月の翌月末日までに納付するものとする。

## (8) 予約受付及び配車に関すること

- ① 運行事業者は、予約センターを設置し、利用者からの予約を電話等により受け付け、運行経路の選定・配車を行い、必要に応じて予約者に送迎時間等の連絡を行うなど円滑な運行を実施するものとする。
- ② 予約センターは、既存の一般乗用旅客自動車運送事業との併用を可とし、本業務における専属性は求めないものとする。なお、予約受付に関する費用は、全て運行事業者の負担とする。

## (9) 実績報告等に関すること

- ① 運行事業者は、利用者等の運行記録に関する日報及び月報を作成し、運行月の翌月10日までに、八幡浜市に提出するものとする。
- ② 実績報告書等の様式等は、別途八幡浜市が定めて運行事業者に指示する。
- ③ 運行事業者は、事故等が発生した場合は、迅速かつ的確に対応し、速やかに報告するとともに事故報告書（様式自由）を作成し、八幡浜市に提出するものとする。
- ④ 運行事業者は、利用者からの苦情・問い合わせ等に誠実に対応するとともに、苦情の処理については苦情処理報告書（様式自由）を作成し、八幡浜市に提出するものとする。
- ⑤ 随時、運行事業者は八幡浜市の求めに応じて、必要なデータ等を報告するものとする。

## 6. 委託料

- (1) 予約により運行した車両の実車区間の距離に対し、愛媛県南予地区におけるタクシー自動認可運賃基準（時間距離併用制運賃）を適用した場合の運賃額（メーター運賃）を委託料とする。ただし、地域エリアのみの運行の場合、900円を委託料に加算することとする。
- (2) 事務手数料として、利用者1人あたり上限310円を委託料に加算することとする。※令和7年度単価として
- (3) 八幡浜市は、運行事業者から提出のあった実績報告書等に基づき、請求受理後30日以内に支払うものとする。

## 7. 注意事項

- (1) 運行事業者は、事業を実施するにあたって、道路運送法、道路運送法施行令、道路運送法施行規則並びにその他関係法規及び通知等を遵守すること。
- (2) 運行事業者は、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。
- (3) 運行事業者は、業務を円滑に遂行するため、逐次、八幡浜市と協議しなければならない。また、本仕様書に記載されていない事項であっても、業務実施上必要と認められる事項については、その都度、八幡浜市と協議を行うこと。
- (4) 運行事業者は、運行においては、地域公共交通の一つを担うという意識を持ち、利用者の立場にたった対応を心がけること。
- (5) 運行事業者は、運転手や予約受付者など事業に従事する者に対して、事業実施上、必要な指導や教育を実施し、乗合タクシーの運行に支障を来たさないよう万全を期すこと。
- (6) 運行事業者は、事業の遂行にあたっては、安全管理を徹底するとともに、事故を未然に防止するよう最大限努めること。
- (7) 運行事業者は、事業の実施にあたり生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、その賠償その他一切の責任を負うものとする。ただし、運行事業者の責によらないものは、この限りではない。

## 8. その他

本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた事項については、八幡浜市と運行事業者が相互に協議の上、定めるものとする。

# 保内町宮内線運行区域図

